

※この法令は廃止されています。

平成二年総理府令第四十三号

都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本調査簿の様式を定める省令
国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項の規定に基づき、地籍基本調査

図及び地籍基本調査簿の様式を定める総理府令を次のように定める。

国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二条第一項の国土交通省令で定める地籍

基本調査図及び地籍基本調査簿の様式のうち、都市部官民境界基本調査作業規程準則（平成二年

総理府令第四十二号）第五十四条に規定する都市部官民境界基本調査図及び都市部官民境界基本

調査簿の様式は、別記様式第一及び別記様式第二に定めるものによるほか、地籍図の様式を定

める省令（昭和六十一年総理府令第五十四号）に定める地籍図及び地籍簿の様式を定める省令

（昭和五十三年総理府令第三号）に定める地籍簿の様式の例による。

附 則

いの府令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一一年八月一四日総理府令第一〇三号）

いの府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十

三年一月六日）からの施行する。

附 則（平成一四年一月一〇日国土交通省令第一一四号）

いの省令は、測量法及び水路業務法の一部を改正する法律（平成十三年法律第五十二号）の施

行の日（平成十四年四月一日）から施行する。

2 いの省令施行前に作成した地籍基本調査図及び地籍基本調査簿については、いの省令に基づい

て作成したものとみなす。

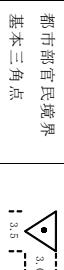
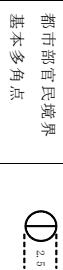
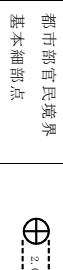
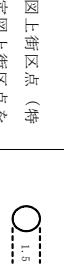
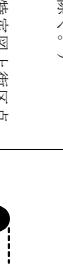
附 則（平成一三年一月一九日国土交通省令第四号）

いの省令は、公布の日から施行する。

別記様式第一 都市部官民境界基本調査図様式

別記様式第一 都市部官民境界基本調査図様式
第1部 記号

区分	記号	記号の表示の方法
基本三角点 基準点（補助基準点を除く。）	 	0.2 0.2、1.0、3.5等の数字は、それぞれ0.2mm、1.0mm、3.5mm等を表示するものとする。

補助基準点		0.2	黒
都市部官民境界		0.2	黒
基本三角点			
都市部官民境界		0.2	黒
基本多角点			
都市部官民境界		0.2	黒
基本細部点			
基本水準点		0.2	黒
基準水準点			
街区点		1.0	黒
図上街区点 (特定図上街区点を除く。)		1.5	緑
特定図上街区点			
街区点の結合線		1.5	緑
図上街区点の結合線			
街区点の結合線		0.15以内	黒
図上街区点の結合線		0.15以内	緑

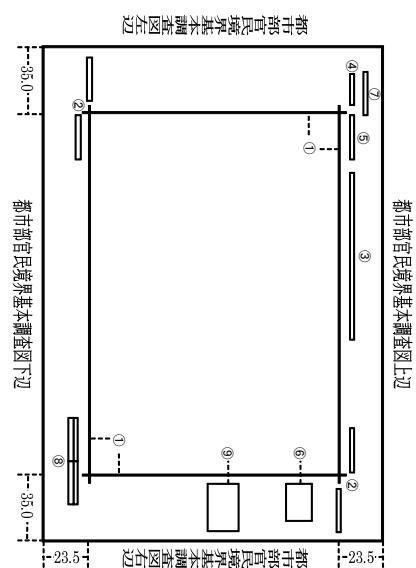
都市部官民境界	アラビア数字	
基本三角点、都 市部官民境界基 本多角点及び都 市部官民境界基 本細部点の番号	横書 ゴシック体	0.2 黒
街区番号	字高 字隔	2.0～3.0 2.0～3.0
アラビア数字 横書 ゴシック体	0.2 黒	
		街区番号は直径6.0mmの円内に記入す る。

第2部 整飾

1 都市部官民境界基本調査図に表示する整飾事項は、次のとおりとする。

- 2 整飾事項を表示する位置は、おおむね次に掲げる図例によるものとする。
 (図例)
 圖郭線
 圖郭線の數値
 都市部官民境界 基本調査図の名称
 座標系記号
 測地系の名称
 地番区域見出図（地番区域の名称を含む。）
 整理表題（都市部官民境界基本調査図の番号及び縮尺を含む。）
 隣接図郭番号見出図

①図郭線



別記様式第二 都市部官民境界基本調査簿様式

(五)

市 区

都	市	部	官	民	境	界	基	本	調	査	簿
冊の内第											
街区番号		番から									
					番まで						
						調期	査問	年	月	日から	
						記載年月	年	月	日	日まで	
						番	号				
						実機	範圍				

(この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)

(都市部官民境界基本調査簿様式)
都市部官民境界 基本三角点 都市部官民境界

都市部宣署算界

(この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。)